

審 第 4 7 6 8 号
答 申 第 3 2 9 号
令和6年3月19日

千葉県教育委員会教育長 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年12月8日付け〇〇第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第299号

令和3年5月28日付けで審査請求人から提起された、令和3年4月28日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和3年4月28日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定及び後記2（2）の自己情報開示決定で特定した個人情報以外に、判定会議配布資料に記録された個人情報の開示決定等を行うべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定については妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 開示請求者は、未成年者である審査請求人の法定代理人として、令和3年4月16日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定により、「〇〇年度入学者選択（ママ）について一般入試及び第2次募集の受験に係る一式について」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、学力検査の解答用紙、学校独自問題による検査の解答用紙及び調査書（以下「本件全部開示文書」という。）に記録された個人情報を特定し、自己情報開示決定（令和3年4月28日付け〇〇第〇〇号〔本件決定と同日付け同番号〕。以下「本件全部開示決定」という。）を行うとともに、〇〇年度千葉県公立高等学校入学者選抜〇〇高校一般入学者選抜及び第2次募集の成績一覧表（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和3年5月28日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年12月8日付け〇〇第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

- (1) 本件審査請求の趣旨

一般入学者選抜の（ア）・（イ）自己表現の得点・総得点、第2次募集面接の得点・総得点は個人の情報で知る権利があり、また入試後に開かれる判定会議の議事録が存在しないとの説明を受けたが対象文書として漏れている可能性があるため審査請求を行う。

（2）本件審査請求の理由

ア 部分開示となった一般入学者選抜試験の自己表現および第2次募集の面接の点数について

第2次募集の願書提出の際、千葉県立〇〇高等学校（以下「本件高校」という。）〇〇前校長と面談をし、口頭で筆記試験の得点について具体的な数字ではなかったが成績分布を示され説明を受けた。また第2次募集合格発表の後、再び校長と面談した際、口頭で第2次募集での筆記試験の得点並びに面接の得点が60点満点中〇〇点であったと具体的に示された。それは第2次募集試験直前に学習指導課より「定員内不合格とする場合は、その理由について明確に説明できるようにすること。」との通知文を受け、校長は口頭で具体的な点数を伝え、〇〇という説明を受けた。

しかし開示請求では学習指導課と高校との協議の元、自己表現および面接の点数を「評価をめぐって混乱が生じ」との理由で開示できないとのこと。学習指導課自らが発出した通知文と前校長の説明と今回の対応は矛盾するし、なぜ定員内で落とされなければならなかったのか、自分がどのように評価され点数化されたのか得点を知る権利があり審査請求を行う。

イ 判定会議の議事録について

受検後に行われる判定会議の議事録は存在しないため開示出来ないと高校側から説明を受けたが、受検が公平公正に行われたという高校側の資料の一つであり、一切存在しないことは考えられない。対象文書として漏れている可能性があるため審査請求を行う。

ウ 〇〇。本人には取った得点、評価を知る権利がある。また判定会議という密室で話されたことが一人の子供の運命を左右する。〇〇。内容を明らかにし、説明してほしいと考えている。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

（1）弁明の趣旨について

審査請求人が提起した本件審査請求については、これを棄却することが相当である。

（2）処分（本件決定）の内容について

ア 対象文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書1枚を特定し、本件決定を行った。

イ 本件文書の内容について

〇〇年度千葉県公立高等学校一般入学者選抜及び第2次募集は、実施機関が定めた「〇〇年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」等に基づいて各県立高等学校において実施されたものである。

当該各学校は、この選抜の方法等に基づき、中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び当該各学校において実施した学校設定検査の結果を資料とし、当該各学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して当該選抜を行っている。本件文書は、これらの評価を記録する目的で作成された電子データを、帳票出力した行政文書である。

本件文書は、当該選抜において、本件高校を受検した審査請求人の回答に関するものであり、審査請求人の個人情報に記載されている。本件文書は次の（ア）、（イ）に掲げる記録等で構成されている。

（ア）一般入学者選抜での選抜の方法それぞれの学力検査の得点・調査書の得点・自己表現の得点・総得点

（イ）第2次募集での学校独自問題による検査の得点・調査書の得点・面接の得点・総得点

(3) 本件決定の理由について

本件文書中、一般入学者選抜（ア）、（イ）自己表現の得点・総得点、第2次募集の面接の得点・総得点を条例第17条第6号に該当するとしてそれぞれ不開示とした。理由は決定通知書のとおり（千葉県教育委員会が行う学力検査に関する情報であって、開示することにより、評価をめぐって混乱が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）である。

以下にその理由を詳細に説明する。

本件の不開示部分はいずれも、県が行う入学者選抜に関する情報であって、当該事務の性質上それらを開示することにより、評価者や面接官が自由かつ率直な評価を下すことが困難になり、当該事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

本県では面接・自己表現の基準については、各学校により設定され、学校により異なっている。面接・自己表現の基準については、当該受検者の知識・能力に直接関わる極めて機微な事柄を面接者がそれぞれの学校で設置した評価基準に基づき、厳正に評価している。本件の不開示情報を開示すると、受検者等が独自に行った採点と、各高等学校が行った採点が異なる場合が生じ、受検者等が各高等学校の採点に対して、不平不満を主張す

ることがあり得ることは想定できることであり、そのような不平不満に対して各高等学校が逐一理解を得るような説明をすることは困難であって、受検者等と各高等学校との間に評価に係る混乱が生じるおそれがある。

また、審査請求人の得点を開示することで、ほかの受検者も開示を請求することは容易に想像できる。面接・自己表現の得点の点数によっては、面接・自己表現がどのような観点で行われているかの判断基準が明らかになり、例えば同じ質問、同じ回答で学校により得点が異なった場合、学校間格差にもつながり、適切かつ公正な選抜が困難になる。

また、面接官を教員が行うことが多いが、面接の評価を開示することで、入学後の受検者と教員の関係が悪化することも考えられる。よって、条例第17条第6号ハに該当する。

(4) 弁明について

ア 審査請求人は、「得点は個人の情報で知る権利がある」「どのように評価され点数化されたのか得点を知る権利がある」と主張しているが、審査請求人も言っているとおり、選抜後に校長が、口頭で自己表現、面接について学校として保護者と審査請求人（受検者）に適切な選抜を行ったという説明の場を設け、その中で、自己表現の点数、内訳、面接の点数、内訳も口頭で伝えた。

本県では、公立高等学校入学者選抜実施要項に基づき、調査書、学力検査、学校設定検査の結果を資料とし、各学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して選抜を行っている。また、同要項により、調査書、及び学力検査の結果の口頭による開示を規定している。なお、千葉県高等学校入学者選抜実施細目により、「検査の成績等については、定められた手続きによるもの以外は公表してはならない。また、選抜の経過については、これを公表してはならない」とされており、上記の口頭による開示で定められた資料及び、合格・不合格とした結果を公表することは定めていない。それにもかかわらず、口頭ではあったが、自己表現・面接の得点を審査請求人に伝えたのは不適切であった。

校長が審査請求人に説明した理由は、審査請求人も参考資料として提出している教学指第〇〇号（〇〇年〇〇月〇〇日付け教育振興部学習指導課長から各県立高等学校長宛て「〇〇年度千葉県県立高等学校入学者選抜における定員の遵守について（通知）」にて、特に定員内不合格について丁寧に説明するようにとあったことに加え、〇〇、保護者と審査請求人（受検者）が、〇〇の説明を学校に求めたからである。校長は、言うまでもなく、入学者選抜には〇〇が影響しないと伝えた。

しかし、教学指第〇〇号は、県立学校に対し、合否の判断をする際に、適切に対応するものを求めたものであって、得点の公表をするよう通知

するものではない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

イ 入学者選抜の判定会議の議事録があるはずと審査請求人は主張しているが、判定会議の方法は学校によって異なるが、一例として、それぞれの検査の結果を得点化して一覧表にしたものや、個人の検査の結果をすべて並べるなどして、慎重に審議している。議事録は作成していない。よって議事録は不存在である。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり、本件文書に記録された個人情報をも特定して本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報の開示を求めており、また、実施機関が特定した個人情報以外に判定会議の議事録が存在すると主張しているため、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 実施機関は、前記2(2)のとおり、本件開示請求に対し、本件全部開示決定及び本件決定において本件全部開示文書及び本件文書に記録された個人情報を特定した。

イ 審議会が事務局職員を通じて改めて本件高校に文書の探索を行わせたところ、実施機関が、本件高校の受検者の得点を記載した判定会議配布資料を保有していたことが判明した。

なお、実施機関に確認したところ、実施機関は、本件開示請求に対し、判定会議配布資料に記録された個人情報を特定したものの、判定会議配布資料に記録された開示請求者に係る情報を基に本件文書を作成して部分開示を行ったとのことである。

本来、開示請求に対しては、開示請求時点で保有している文書を対象とすべきであるため、本件開示請求に対して、判定会議配布資料についてはこれを基に作成した本件文書を部分開示した実施機関の判断には誤りがあるので、判定会議配布資料についても、別途、開示決定等を行うべきである。

(3) 不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書は、本件高校を受検した審査請求人に係る、一般入学者選抜における学力検査の得点、調査書の得点、自己表現の得点及び総得点並びに第2次募集における学校独自問題による検査の得点、調査書の得点、面接の得点及び総得点を記載した成績一覧表であると認められる。

イ 自己表現の得点、面接の得点及び総得点について

(ア) 実施機関は、本件文書のうち不開示とした自己表現の得点及び面接の得点について、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 実施機関の弁明書によれば、自己表現及び面接の評価基準は各高等学校により設定され学校により異なっているとのことである。

そして、自己表現の得点及び面接の得点は、これらを開示すると、受検者等が独自に行った採点と各高等学校が行った採点が異なる場合が生じ、受検者等が各高等学校の採点に対して不平不満を主張することがあり得ることは想定できることであり、そのような不平不満に対して各高等学校が逐一理解を得るような説明をすることは困難であって、受検者等と各高等学校との間に評価に係る混乱が生じるおそれを否定できない。

そうすると、当該情報を開示することにより、入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、総得点についても、これを開示すれば、開示している学力検査等の得点を差し引くことにより、不開示とした自己表現又は面接の得点が明らかになることから、開示することは入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、自己表現の得点、面接の得点及び総得点は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月 8日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和5年11月21日	審議（令和5年度第7回第1部会）
令和5年12月22日	審議（令和5年度第8回第1部会）
令和6年 1月23日	審議（令和5年度第9回第1部会）

令和6年 2月20日	審議（令和5年度第10回第1部会）
------------	-------------------

千葉県個人情報保護審議会第1部会